

暮らしと税金のセミナー

【ここが知りたい！相続税のお話し】

★ 相続発生から相続税申告までのスケジュール

相続開始	葬儀費用の整理・保管 入院費等の精算 公共料金の名称変更 生命保険金の請求 社会保険等の精算
3ヵ月以内	相続人の確認 遺言書の有無 相続放棄・限定承認の申述
4ヵ月以内	給与・退職金の源泉徴収票取入 個人事業の清算・引継ぎ 所得税の準確定申告
10ヵ月以内	貸金庫解約 金融資産の残高証明書の取得 財産・債務の確定および財産評価 被相続人の除籍謄本・相続人の戸籍謄本等の取得 不動産の登記簿謄本・固定資産税評価証明の取得 遺産分割協議 不動産・預貯金・自動車等名義変更 相続税申告・納付

★ 相続発生後手続き一覧

法 手 続	7日以内	死亡届出書・火葬許可申請書
	14日以内	役員変更登記
	すみやかに	遺言書検認手続き
	3ヵ月以内	相続放棄・限定承認の申述
社 会 保 険 等 手 続 き	5日以内	健康保険・厚生年金被保険者資格喪失届
	10日以内	厚生年金受給権者死亡届
	14日以内	国民年金受給者死亡届
	すみやかに	未支給年金・保険給付請求書
		介護保険料還付請求書
	2年以内	後期高齢者保険料還付請求書
2年以内	埋葬料・埋葬費請求書	
	3年以内	死亡保険金請求書
5年以内	厚生年金遺族給付裁定請求書	
税 務 手 続 き	すみやかに	消費税個人事業者死亡届
	1ヵ月以内	個人事業廃止届
	4ヵ月以内	所得税・消費税準確定申告
	10ヵ月以内	相続税申告

★ 相続と相続順位・相続割合

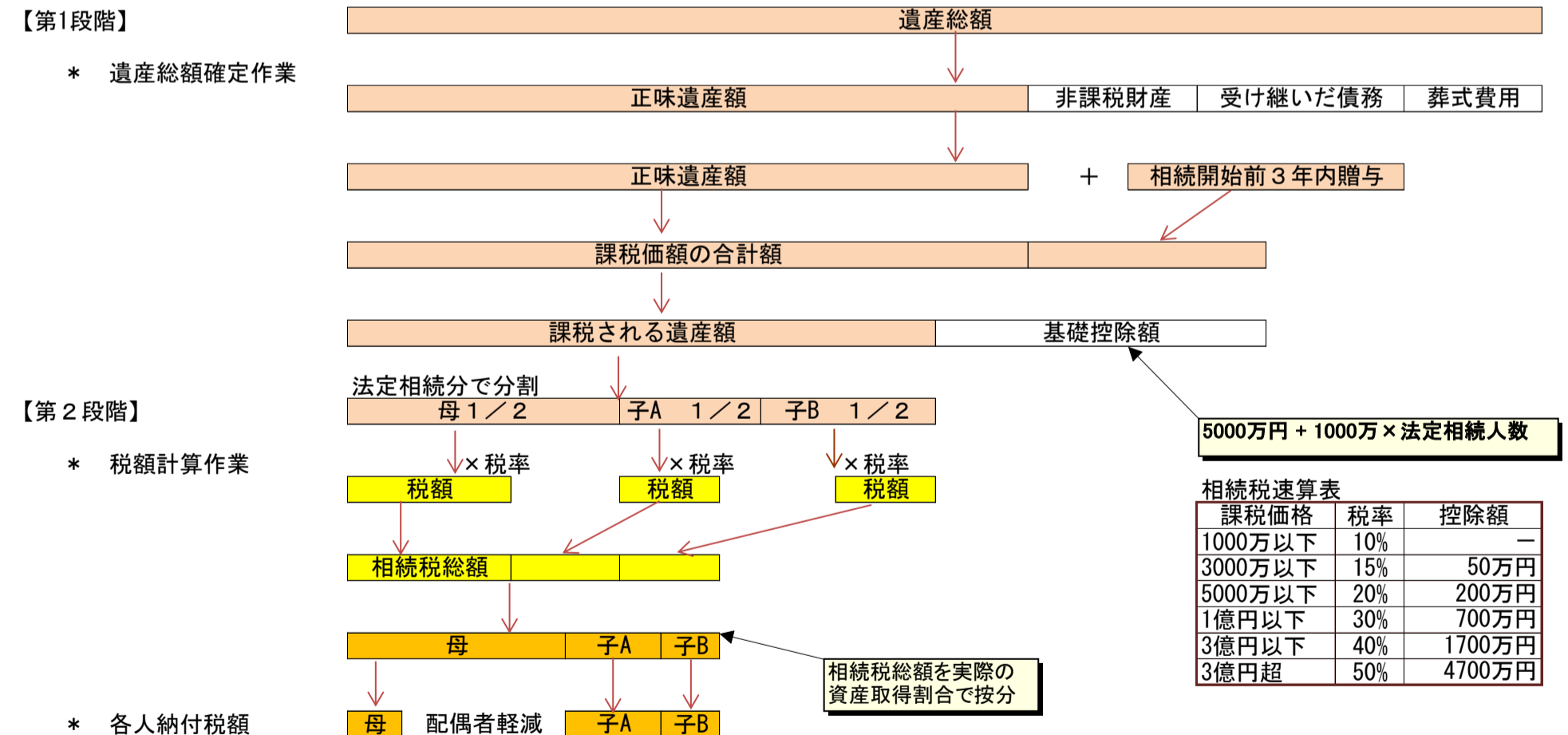
相続	相続順位	相続割合
① 単純承認	配偶者 無条件で相続人	配偶者と子 配偶者 1/2 子 1/2
② 限定承認	配偶者以外 第1順位 子またはその代襲相続人(直系卑属)	配偶者と親 配偶者 2/3 親 1/3
③ 相続放棄	第2順位 父母または祖父母(直系尊属)	配偶者と兄弟姉妹 配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4
	第3順位 兄弟姉妹またはその代襲相続人	※ 子・親・兄弟姉妹が複数人いる場合は相続分を均等分割

★ 相続税のかかる財産

相続税がかかる財産	
本来財産	不動産 土地・建物など(未登記物件含む) 金融資産 現預金(名義預金)・有価証券・同族株 動産 貴金属・書画・骨董 権利 貸付金・電話加入権・ゴルフ会員権
みなし相続財産	死亡保険金 死亡退職金 生命保険契約に関する権利

相続税がかからない財産	
墓地・墓石・仏壇・仏具・神棚など	
国・地方公共団体あるいは特定の公益法人に寄付した財産	
保険金のうち一定金額(法定相続人数×500万円)	
死亡退職金のうち一定金額(法定相続人数×500万円)	

★ 相続税の計算のしくみ



★ 生前贈与と相続時精算課税

暦年課税

(贈与財産 - 基礎控除110万) × 税率 = 贈与税額

課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	-
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1000万円以下	40%	125万円
1000万円超	50%	225万円

相続時精算課税

65歳以上の親から20歳以上の子への生前贈与について、贈与時には軽減された贈与税を支払い、後の相続時に精算する制度。

内容 非課税枠 2500万円

贈与財産の種類・贈与回数に制限無し

一度選択すると暦年課税には戻れない。

その他の贈与税特例等

住宅取得資金の贈与特例

住宅を取得するための資金の贈与について1000万円の非課税枠が上乗せされる制度

贈与税の配偶者控除

婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用財産の贈与については2000万円まで非課税とする制度